

意見書（案）第 36 号

文通費の使途公開、支出基準の明確化、返還規定の整備等を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 21 日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	伊 沢 けい子

文通費の使途公開、支出基準の明確化、返還規定の整備等を求める意見書

文書通信交通滞在費（以下「文通費」という。）は、国会法第 38 条に「議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、別に定めるところにより手当を受ける」と規定されている。あわせて、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第 9 条により、「各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額 100 万円を受ける」、同法第 2 項に「前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。」と規定されている。

10 月 31 日に行われた衆議院議員選挙において、任期 1 日で 1 か月分の文通費が支給されたことに対して批判が起きた。このことは速やかに見直すべきであるが、同様に見直すべき課題がある。

文通費の原資は税金であることから、地方議会の政務活動費と同じように、年度ごとの会計帳簿と領収書の公開、支出基準の明確化、目的外支出と年度終了時に残金が発生した時の返還規定の整備等が必要である。

文通費に「租税その他の公課を課することができない」のは、実費弁償であるからである。文通費を具体的に何に幾ら使用したのか、会計帳簿と領収書を提出すること、さらにデジタルによる使途報告と領収書の写しの添付を義務づけることで、きちんとインターネット上で広く公開し、使途を明らかにする必要がある。

現在、自主公開している政党の文通費の支出を見ると、政治団体寄附、研究会寄附、人件費、携帯電話代、NHK受信料、議員連盟会費などに使用されている。このうち、もっとも支出額の大きい政治団体寄附について、上脇博之神戸学院大学教授は、目的外で違法な支出であると指摘している。文書、通信、交通、滞関係経費について、解釈を広げることなく、使途基準を明確にすることが必要である。

同時に、使途基準に違反した場合及び年度末に文通費が余ったときは、国庫に返納できるようにする必要がある。

よって、本市議会は、国会に対し、国民の信頼に応えるべく、1 日も早く下記の事項を

取り入れた抜本的な制度改正に取り組むことを強く求める。

記

- 1 年度ごとに領収書等を付した使途の報告書の提出を義務づけ、報告書を閲覧に供すること。
- 2 デジタルによる使途報告と領収書の写しの添付を義務づけ、インターネット上で広く公開すること。
- 3 使途基準を明確化すること。
- 4 目的外支出と年度終了時に残金が発生した時の返還規定を整備すること。
- 5 日割り支給にすること。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 21 日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち

以上、よろしくお願いたします。